

健康経営優良法人について

(1) 概要

- 上場企業を対象とした「健康経営銘柄」*の選定とは別に、上場企業に限らず大規模法人のうち、保険者と連携して優良な健康経営を実践している法人について「健康経営優良法人（ホワイト500）」として認定・公表する制度
- 経済産業省が実施する「健康経営度調査」に回答し、設定された認定基準に適合した企業のうち、上位500社を「健康経営優良法人（ホワイト500）」として認定している。

*健康経営銘柄について

東京証券取引所に上場する企業の中から「健康経営」に優れた企業を選定し、長期的な視点からの企業価値向上を重視する投資家にとって魅力ある企業として紹介している。原則1業種1社が選定され、企業による「健康経営」の取組みを促進することを目指している。なお、「健康経営」とは、従業員の健康保持・増進の取組みが、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えのもと、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することを指す。

(2) 認定要件

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件	
				大規模	銘柄・ホワイト500
1. 経営理念・方針		健康経営の戦略、社内外への情報開示	健康経営の方針等の社内外への発信	必須	
		自社従業員を超えた健康増進に関する取組み	①トップランナーとしての健康経営の普及	左記①～④のうち13項目以上	必須
2. 組織体制		経営層の体制	健康づくり責任者の役割	必須	
		実施体制	産業医・保健師の関与		
		健保組合等保険者との連携	健保組合等保険者との協議・連携		
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題に基づいた具体的な目標の設定	健康経営の具体的な推進計画	左記①～⑯のうち13項目以上 左記②～⑯のうち13項目以上	
		健診・検診等の活用・推進	②従業員の健康診断の実施（受診率100%） ③受診勧奨に関する取組み ④50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施		
	健康経営の実践に向けた土台づくり	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職・従業員への教育 ※「従業員の健康保持・増進やメンタルヘルスに関する教育」については参加率（実施率）を測っていること		
		ワークライフバランスの推進	⑥適切な働き方の実現に向けた取組み		
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取組み		
		病気の治療と仕事の両立支援	⑧私病等に関する復職・両立支援の取組み		
	従業員の心と身体の健康づくりに関する具体的対策	保健指導	⑨保健指導の実施および特定保健指導実施機会の提供に関する取組み ※「生活習慣病予備群者への特定保健指導以外の保健指導」については参加率（実施率）を測っていること		
		具体的な健康保持・増進施策	⑩食生活の改善に向けた取組み		
			⑪運動機会の増進に向けた取組み		
			⑫女性の健康保持・増進に向けた取組み		
			⑬長時間労働者への対応に関する取組み		
			⑭メンタルヘルス不調者への対応に関する取組み		
		感染症予防対策	⑮感染症予防に向けた取組み		
喫煙対策	⑯喫煙率低下に向けた取組み 受動喫煙対策に関する取組み				
4. 評価・改善		健康経営の推進に関する効果検証	健康経営の実施についての効果検証	必須	
5. 法令遵守・リスクマネジメント			定期健診の実施、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと、等。 ※誓約事項参照	必須	

以上